

# 船舶事故等調査報告書（軽微）

1	船舶事故	計	39件
2	船舶インシデント	計	7件
		合 計	46件

平成24年7月27日

## 船舶事故等調査報告書（軽微）一覽

### （仙台事務所）

- 1 貨物船大東丸漁船第八長久丸衝突
- 2 漁船恵比須丸漁船第八幸栄丸衝突
- 3 遊漁船第二十一長運丸漁船第八濱慶丸衝突
- 4 漁船第二あすか丸漁船丸吾丸衝突
- 5 プレジャーボート瑠璃運航不能（燃料不足）
- 6 砂利採取運搬船第五十五正栄丸衝突（岸壁）
- 7 貨物船第五大伸丸乗組員負傷

### （横浜事務所）

- 8 引船ひろかい浚渫船第八長良丸（非自航船）衝突
- 9 漁船第七十一新盛丸運航不能（推進器障害）
- 10 ヨットMAVERICK 2 乗揚
- 11 モーターボート雅座洲
- 12 遊漁船いずみ丸乗揚
- 13 モーターボート第三ダボハゼ丸運航阻害

### （神戸事務所）

- 14 漁船第二十大黒丸転覆
- 15 プレジャーモーターボートSOUTH 5 II 水上オートバイブラックパール号衝突
- 16 石材採取運搬船第三十八芳成丸乗揚
- 17 プレジャーヨットmistress 座洲
- 18 貨物船正栄丸漁船新生丸衝突
- 19 砂利石材等運搬船第拾八明德丸乗揚

- 20 セメント運搬船第五ゆたか丸乗揚
- 21 漁船高丸シーカヤック（船名なし）衝突

### （広島事務所）

- 22 押船第八十八昭栄丸漁船豊栄丸衝突
- 23 漁船第二十一覚栄丸乗揚
- 24 押船第二十二住力丸はしけS-23 灯台損傷
- 25 貨物船住吉丸乗揚
- 26 漁船第六十一若宮丸衝突（浮標）
- 27 貨物船第三健和丸衝突（岸壁）
- 28 引船第一生鷹丸台船K-73 乗揚
- 29 旅客フェリー第三いんのしま衝突（栈橋）

### （門司事務所）

- 30 貨物船第三ほうえい丸プレジャーボート正宗衝突
- 31 貨物船第十八住宝丸乗揚
- 32 押船金剛丸バージ金剛丸乗揚
- 33 油送船第七太陽丸油送船第十三関門丸衝突
- 34 貨物船第八新栄丸乗揚
- 35 油送船第七太陽丸作業船たかと作業船ゆうとく衝突
- 36 貨物船MOL ATTRACTION 作業船とびはた衝突
- 37 液体化学薬品ばら積船第十八旭豊丸運航不能（機関損傷）
- 38 押船第二三徳丸バージ第三三徳丸衝突（灯標）
- 39 油送船松盛丸乗揚

(長崎事務所)

40 油送船第八正和丸衝突 (防波堤)

(那覇事務所)

41 水上オートバイオハナ運航不能  
(絡索)

42 遊漁船とも丸プレジャーモーター  
ボート潮騒衝突

43 旅客フェリーフェリーあけぼの衝  
突 (岸壁)

44 旅客フェリーフェリーはやて衝突  
(岸壁)

45 漁船とも丸乗揚

46 旅客フェリースーパーライナーは  
やて衝突 (岸壁)

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第10号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年1月8日（日） 11時45分ごろ	
発生場所	兵庫県たつの市室津漁港南方沖 たつの市所在の播磨室津港南防波堤灯台から真方位187° 2,550m 付近 (概位 北緯34° 44.7′ 東経134° 29.8′)	
事故等調査の経過	平成24年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>たか</sup> 高丸、1.1トン HG3-41843（漁船登録番号）、個人所有 B シーカヤック（船名なし）、長さ4.8m なし、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操船者B、なし	
死傷者等	軽傷 1人（操船者B）	
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、手動操舵により約11ノットの対地速力で南南西進中、B船は、操船者Bが1人で乗り時速2～3kmで南進中、平成24年1月8日11時45分ごろ、室津漁港南方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷中央部が衝突した。 船長Aは、右舷船首方の漁船に注意を向けて操船中、衝撃を感じてB船と衝突したことに気付いた。 操船者Bは、船首方を向いてパドリングしていたところ、衝突直前に船尾方に迫ったA船に気付いたが、どうすることもできずに衝突した。 操船者Bは、頭部打撲傷等を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 高潮期	
その他の事項	操船者Bは、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は、室津漁港南方沖を南南西進中、船長Aが、右舷船首方の漁船に注意を向け、適切な見張りを行っていないことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、室津漁港南方沖を南進中、操船者Bが、衝突直前にA船に気付いたが、何等の

		対応をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。
原因		本事故は、室津漁港南方沖において、A船が南南西進中、B船が南進中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考		今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・一方向に注意を向けるだけでなく、周囲の適切な見張りを行うこと。